

苫小牧市配偶者暴力 相談支援センター の設置について

※配偶者暴力＝DV（ドメスティック・バイオレンス）

日時：令和3年3月26日（金）

場所：苫小牧市男女平等参画推進センター4階研修室A

作成：苫小牧市協働・男女平等参画室

配偶者暴力相談支援センターとは

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項の規定によると…

- ① 暴力被害者の相談に応ずる又は相談を行う機関を紹介する。
- ② 暴力被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導等を行う。
- ③ 暴力被害者と同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う。
- ④ 暴力被害者が自立して生活することを促進するための援助を行う。
- ⑤ 保護命令の制度の利用について、関係機関への連絡とその他の援助を行う。
- ⑥ 暴力被害者を居住させ、保護する施設の利用について連絡調整とその他の援助を行う。

⇒上記6業務を行うことであり、施設を設置することではない。

配偶者暴力相談支援センター設置の根拠

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項の規定により設置する。

第3条第1項 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

第3条第2項 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

⇒ 都道府県：設置は必須、市町村：設置は努力義務

道内では、札幌市、旭川市、函館市が設置

配偶者暴力相談支援センター設置で変わること

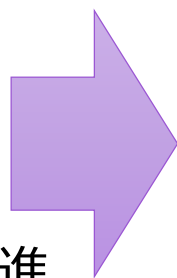
これまでは…

DV・女性相談

健康こども部こども支援課

DV防止啓発を含めた男女平等参画の推進

総合政策部協働・男女平等参画室



これからは!!

体制を強化して

- ・相談員を増員
- ・配偶者暴力相談支援センター設置

総合政策部協働・男女平等参画室
で相談と啓発を一本化!!

⇒業務を効率化しながら体制強化ができる

配偶者暴力相談支援センターの概要

設置日：令和3年4月1日

職員：センター長：1名、センター職員：2名、相談員：2名 計：5名

相談場所：非公表

電話番号：0144-84-8985

相談時間：8：45～17：15（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

※相談時間以外の緊急時は苫小牧警察署が対応

所管部署：苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室

配偶者暴力相談支援センター設置のメリット

- 建物や設備の設置費用をかけずに、わかりやすい相談先として広く周知が可能
- DV被害者が年金、健康保険等の被扶養者から外れるための証明、児童手当の受給者を変更するための証明等が即時に発行可能となり、スピード感を持った支援ができる

⇒DV被害者の支援の充実につながる

配偶者暴力相談支援センター設置の周知について

- 広報とまこまい
- 苫小牧公式ホームページ
- 苫小牧市公式facebook
- 苫小牧市LINEアカウント
- リーフレットの設置（公共施設、スーパー等の女子トイレ）

⇒配偶者暴力相談支援センターの周知をお願いします

市内のDV相談状況

過去5年間の状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	245	238	256	315	402	258

※R2年度は12月末時点で276件と昨年度よりも増加傾向です。

**相談業務と啓発業務を行い、
男女平等参画を推進していきます。**